

明治後半期における実業補習学校の役割変化について

鹿子島, 寛
福岡県立朝倉高等学校 (中等教育史)

<https://doi.org/10.15017/1905200>

出版情報 : 教育基礎学研究. 7, pp.15-28, 2010-03-31. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

明治後半期における実業補習学校の役割変化について

鹿子島 寛

はじめに

これまで筆者は、終戦直後の文部大臣に就任した前田多門が教育再編計画の精神的支柱に、独断的ではなく周囲の賛同を得ながら公民教育を据えるべく推し進めていたことに注目し、前田多門及びその関係者が抱いていた共通項としての戦後の社会像とは如何なるものであったのかを、彼らが推し進めようとした公民教育の内容を検証することで素描しようとしてきた。そのためには、前田多門が「元来公民教育に就ては我国としても過去に於て一定の点迄発達し来った経過を有してゐるのであるが、戦時中誤った国家至上主義に崇られて、折角の発達が阻害せられ、中等学校や青年学校に於ける公民科までが、いつの間にかその姿を没した」¹、「何も或人々が考えているように、全て180度の方向転換というわけではなく、10年前まで戻って更にそれから再出発すれば、やがて健全な民主主義完成を将来に期することができる」²と語り、また社会教育局長に就任した関口泰が「国民の心の中に平和国家を建設する事に外ならない。根本から破壊して建て替えないでも、十数年前に引き戻して、議会政治を正しく運営し発展してゆけば、日本的民主政治は行われるのである」³と語っていたように、昭和10年頃に行われていた公民教育の内容そしてそれがどういった過程を経て形作られてきたのかという教育事情を明らかにする必要があると考える。このような観点から本研究は、公民教育と呼称される教育内容を制度として学校教育に導入する法的根拠の嚆矢と位置づけられる大正9年の実業補習学校規程改正（第二次改正と表記）を学校教育制度上における公民教育の質的変容の結節点と捉え、そこに至る実業補習教育と公民教育の相関性について、「義務教育後教育」という分析視角から検証することを目的としている。そのなかでも今回は、第一に、明治35年に公布された実業補習学校規程改正（第一次改正と表記）を境として、実業補習学校が高等小学校と同程度に一般民衆の義務教育後の教育を担うことになったこと、そして第二に、そのことが実業補習教育と青年団体教育との直接的な結び付きの契機になったことについて検証する。

課題と方法

まず、本稿における「義務教育後教育」なる語彙の使い方について説明をしておきたい。ここでいう「義務教育後教育」とは、義務教育修了後において、学齢期にある児童生徒の継続教育を意味する場合と、学齢期を過ぎた青年に対する補習教育を意味する場

合の二通りを含んだものとして捉えている。前者の学齢期にある児童生徒の継続教育とは、わが国の小学校制度の基礎を固めたといわれる明治23年の小学校令（第二次小学校令）⁴において「補習科」教育として現れる。それは明治24年11月17日の省令第八号「補習科ノ教科目及修業年限」及び説明文、文部省令第九号「専修科・徒弟学校及実業補習学校ノ教科目修業年限」及び説明文、文部省令第十号「随意科目等ニ関スル規則」及び説明文、文部省令第十一号「小学校教則大綱」及び説明文、文部省令第十三号「小学校ノ毎週授業時間ノ制限」及び説明文、文部省訓令第五号「普通教育ノ施設ニ関スル本大臣ノ意見」によって詳細に規定された。そしてその内実は第二次小学校令を更に整備した明治33年の小学校令（第三次小学校令）でも概ね継承された。また、後者の学齢期を過ぎた青年に対する補習教育については、明治26年の実業補習学校規程第二条において「尋常小学校卒業ノ者ニアラサルモ学齢ヲ過キタル者」に限って「学校長ノ許可ヲ得テ入学スルコトヲ得」⁵とされていたものが、明治35年の実業補習学校規程改正（第一次改正）で修業年限が緩和されたことにより、実質的に10代後半の青年も被教育者の対象となる道が開かれた。

ではどこに「義務教育後教育」ということを分析視角とするだけの意味があるといえるのか、その意義について説明したい。昭和初期における公民教育の内容及びその実施形態だけでなくそれらを形成する前史の模様を語るには、どうしても実業補習学校の性格及びその教育の在り様を問題とせざるを得ない。なぜならば、他の諸学校に先んじて公民教育が重視されてきたのは実業補習学校であったからである。従って、その問題を分析し考察するためには実業補習学校が急増しはじめる明治30年代以降において、実業補習学校が地方社会の中でどのようなものとして在ったのかという実際の役割や機能性並びに諸学校との位置関係を明らかにしておく必要がある。

ところで、義務教育後教育という問題は根本的には「国富民福」という国家政策上の問題に帰結するものであるが、そこに繋がる明治30年代以降の学校教育制度上の課題とは、第一に初等教育完全性の追求という課題（①義務教育の年限延長、②就学率の向上、③学習内容の簡易化と修得率の向上）、第二に実業教育の普及拡充という課題、第三に中等教育の制度的整備⁶という課題を内包するものであった。そして、義務教育後の補習教育対象者はその大部分の者が若年就労者、つまり実業補習教育の対象とされる青少年たちであった。従って、実業補習教育が第一と第二の課題に大きく関係しているだけでなくその二つの課題を基軸として進展していくのであれば、他の諸学校に先んじて公民教育が実業補習学校で重視されてきたという事実と照らし合わせてみても、義務教育後教育という視点で実業補習教育を捉え直すことは実業補習教育と公民教育との関係を論じる上で欠かすことのできない分析視角の一つではないかと考える。また、それなしには学校教育制度上における公民教育の本質は語れないのではないかと考える。

而して、本研究における義務教育後教育という研究視角の意義は、実業補習教育が青

年期教育つまり義務教育修了後の一般民衆を被教育者全体として捉えた上で、彼らに対する教育を組織化し制度化していく過程そのものを代表していると理解することにあるということである。

そこで、本稿では義務教育修了後に離学している学齢児童に対する組織的な教育活動である「補習科」教育と実業補習教育について、明治30年代における学校教育制度上の課題という視点から検討し、明治35年の第一次改正を境として、実業補習学校が高等小学校と同程度に一般民衆の義務教育後の教育を担うことになったこと、そのことが実業補習教育と青年団体教育との直接的な結び付きの契機になったということ进行を明らかにすることで、実業補習教育の性格を捉え直してみようと思う。因みに、ここにいう制度上の課題とは、第一に初等教育の不完全性を補うという意味での「補習科」教育つまり初等教育の継続教育であり、第二に日本産業資本経済の進展に伴って要請が強まってきた実業に対する教育の整備拡充のことである。

第1章 義務教育後教育における「補習科」教育と実業補習学校の役割

初等教育の完全性という課題とは、第一に学齢期における義務教育の短過ぎる修業年限を延長するということ、第二に経済的な理由等から義務教育を受けていない学齢児童の就学率を向上させるということ、そして第三に就学期間の短さに加えて学習する内容の過多等からくる修得率の低さを是正するということである。こうした課題に対する対応は明治23年の第二次小学校令に規定された「補習科」教育として現れる。その内実は明治33年の第三次小学校令においても大きな変更はなく、飽くまで普通教育の補習教育であり初等教育の完全性に関係づけられる教育事項であった。これに対して、明治26年の実業補習学校規程で規定されていた実業補習教育は、第二次小学校令で規定された小学校の部類に属するものであるが、その目的は簡易なる実業の教育と普通教育の補習教育であり、従って「補習科」教育と実業補習教育の教育方針は出発当初から異なるものであり、両者はそれを前提として出発している。しかし、その被教育者となる対象者は、年齢上は共に義務教育を修了した学齢児童であって、やや高尚な普通教育を施す高等小学校へ経済的な理由等で入学できない者たちであり、従ってパートタイムな時間帯で学習する以外に方法をもたない者たちであった。このような学齢児童に対する関心と彼らを継続的に教育していくための方策である補習教育の重要性について、文部省は第二次小学校令、実業補習学校規程、第三次小学校令、及び第一次改正時において繰り返し訓令している。

法令上「補習科」が姿を現すのは小学校制度の基礎を固めた第二次小学校令からである。この公布に当たって文部大臣大木喬任は訓令第五号「普通教育ノ施設ニ関スル本大臣ノ意見」で普通教育の意義を「社会及国家ノ福祉ト品位トヲ増進セシムルニ在レハ人トシテ此国ニ生活スル者ニハ何人ト雖モ普通教育ヲ受けシメサルヘカラス」「国家ノ精

神風俗貧富強弱等此普通教育ニ淵源セサルハナシ」と説き、補習科の旨趣について「既ニ正教科ヲ修メタル児童ノ為メ便宜之ヲ置ク」（省令第十号）ものではあるが「既修ノ教科目中応用最モ廣キモノヲ練習補習セシメ兼ネテ其将来ノ生活上ニ必須ナル事項ヲ加ヘ授ケ務メテ实用ニ資セシメントスルニ在リ故ニ補習科ノ教授ハ務メテ土地ノ情況ニ適切ナラシメ児童道徳上ノ習慣ヲ鞏固ニシ知識技能ヲ練習補充シテ其地方ノ生業ニ従事スル為メニ便益ヲ得シムルヲ以テ主眼トナスヘシ」（省令第八号）と説明している⁷。つまり、補習教育を強制的に実施するわけではないが、「精神風俗貧富強弱等」が普通教育に淵源している以上、既修した普通教育に生業に従事する上で便益性のある内容を付加して「練習補充」する補習教育はすべての就学者にとって意味のある教育であるということである。

そして、実業補習教育についていえば、井上毅はその構想を示した「意見大綱」において、「国家富強の第一着手たるべき殖産興業の道に於て一般人民の実業上の知識は無形の資本」であり「最価値ある原素」であるとした上で、「実業補習学校の利益は細民の子弟尋常小学校を卒業したる者をして容易に普通教育を補習し及実業の初歩教育を授くるの便を得せしむるにあり蓋し此等の年少は家にありて多くは未だ恒心あらず日夕類を求めて追従し三々五々群居嬉遊し且精機発動の時に際し志気未だ定まらざるが故に或は悪習に誘はれ終身の方向を誤る者往々にしてあり此の時に於て社会は最も之を教育して生産的の良民たらしむるの義務」⁸があると、尋常小学校を卒業した後も継続的な教育を施すのは社会の義務であるという見解を示している。つまり、実業補習教育の対象者は尋常小学校を卒業した未だ恒心のない細民の子弟であること、そして彼らに対する義務教育修了後の補習教育と初歩的な実業教育とが国富民福を達成する上で肝要なことなのだということである。

このように義務教育修了後の離学者に対する補習教育、即ち既修した普通教育の補習と生業に従事する上で有益である初歩的な実業教育を初等教育の完全性という視点にたってみたとき、その意義とは何であったのかといえば、それは第一に「精神発動」の時期における「細民子弟」を対象とする教育であるということ、第二に彼らに対する初等教育の効用の不十分さを補うということだけに留まらず、国家社会の「福祉ト品位」を増進させる上でも「無形の資本」であるということである。そこに社会の底辺に位置する「細民子弟」を共通の被教育者とする「補習科」教育と実業補習教育の役割があったといえる。しかし、日本産業資本経済の確立期である明治30年代に入ると、高等教育会議の答申を受けて制定された実業学校令によって、実業に関する教育環境が整いはじめ、「補習科」教育の役割は第三次小学校令による小学教育の一層の整備にも拘わらず小さくなっていく。この点については第3章で詳しく検証することにする。

第2章 実業教育振興策における「補習科」教育と実業補習学校の役割

明治30年代に入ると、近代産業の形態をとった企業の隆盛と社会の新たな教育要求は学校教育制度全般にわたる包括的な教育改革へと繋がった。それは統一性を欠いていた実業教育についても実業に従事する者たちを段階に応じて組織的に養成するために明治32年実業学校令（勅令）を公布し、普通教育と比較すれば等閑視されていた中等以下の実業教育の振興を促した。そして、日清戦争後における産業社会の近代的な組織改変への動きは一般民衆を労働者として産業社会に位置付けていったがために、そこに新たな教育の必要性すなわち職工の質の向上を図るための教育が緊急の課題となった。

日清戦争後における政策的な実業教育の必要性については、欧米視察から帰国したのち国内の実業教育事情を視察した文部参事官寺田勇吉が雑誌『実業教育』の編集者の聴聞に応じて次のように語っている⁹。まず、実業教育の効果について「元来欧米にては富国強兵を以て文明の一大目的とし、富国強兵の基礎は萬口一致実業教育にありとせり、故に此教育を全国に普及發達して始めて国を富まし兵を強ふするの實を挙ぐるを得と称し率先此方針を取り其实行をつとめしは独乙国にして久しく進んで遂に今日の如き結果を見るを得たるなり」と語り、わが国の現状については「現今我国実業教育の中ち中等以上のものは頗るよく發達し従て各種実業学校の教員、学校長若くは官庁、会社の技師となるもの続々世に出つれとも然れとも此等の人の手先になりて働くへき実業者を教育する低度の実業教育の普及發達せざるは甚だ遺憾とする所なり言はば頭はかりよくて少しも手足が云ふことを利かぬやうの始末にて、實に我国教育上一大欠典たるへければ、将来現時の実業補習学校を改良して之を盛んにし有為の職工徒弟を作るを期すへきなり」とその不備を指摘していた。而して、「有為の職工徒弟を作るの道を欠くは、将来欧米人との競争上実に寒心に耐江さるものあり」というように、俯瞰的な対外政策上の観点から初等実業教育の整備が急務であると主張している。そして初等実業教育の内実とは、「人の手先になりて働くへき実業者を教育する低度の実業教育」であり、現時に求められているのもこうした「有為の職工徒弟」の実業補習学校における組織的な養成であると言及している。

また、同じように対外的な政策の重要性から職工教育の整備が急務であることを説いていた社会主義者の片山潜は、明治35年に雑誌『労働世界』で「労働問題の解決（一）～（四）」と題した論文を発表し、実業教育振興策を推し進める上で実際問題として解決を求められていたものとは職工の質を向上させることであると主張していた。片山潜も当時のわが国産業社会の現状について「日清戦争後頗る長足の發達をなせしとは雖ども其製産品は未だ粗雑を免れず機械工業は尚ほ未だ幼稚にして彼の折角始めたる製鐵業の如きは實に目もあてられぬ失敗つづきの醜躰を演じ、紡績業と云ひ造船業機械製造業と云ひ一として未だ見るべきものなし」¹⁰とその稚拙さを指摘している。そしてその原因を資本金家や工場主の旧態依然にあるということ次を次のような言い回しで糾弾している。

多数の資本主工業家は頑愚にして時理に通ぜず、依然旧手に固まり少しも文明的進歩の方針を取らず、機械は旧式の廢物を用ひ工場は不整理極まりて労銀の安きは工場上一の利なりと迷信し、往々職工を压制して酷使す、故に産業は遅々として進歩せず、彼等は常に資本の欠乏に悲鳴せり、彼の労働は資本を生み出すと云ふ經濟の一大原則を忘却して資本を生み出す者と信じて工業に身を入れず、其結果機械は粗悪にして實用に適せず職工は奴隸の如く曾て其健康知識技能に注意せず只技師監督さへ教育せば工業は進歩する者と思意せり¹¹。

その上で「我工業は今や外国のツラストに圧倒されんとす、煙草、電気及石油事業に於て吾人は其然るを見るなり、我工業の振興に向つて焦眉の急務は職工教育にあり、労働者の知識を養成するにあり、吾人は今日労働者の実状を見て其必要を唱ふる者なり、労働者を教育するは正に工業の發達を計るなり、彼等の技能を進め貯蓄を奨励し以て生産力を増すは彼等を教育するにあり」¹² という観点から、産業社会の發展のために必要なのはそれを支える教育された労働者であると主張する。そして「学校は教育の初歩を授くる所なり之を以て教育終れりとなすは大なる誤りなり（中略）人は終生教育を受けざるべからずそは終生進歩せざるべからざればなり」と恒常的に教育活動が行われなければならず、職工教育にしても壮年者に対する教育設備がないのは「多数の青年が折角小中学校にて得たる教育も石地の作物の如く社会の風雨に逢ふて健全なる發達を成さずして終る」¹³ 原因になっていると、学校教育だけでなく壮年者に対する社会教育の必要性にも言及している。

このように欧米列国に伍する産業社会を構築する上で必要不可欠なのは労働者に対する教育であるとする見解は、第一次改正後の明治35年3月に文部参事官赤司鷹一郎と実業学務局員在原美誠が実業補習学校規程の内容を詳細に解説した『実業補習教育論』においても言及されている。そこには、「実業振興策トシテ茲ニ特筆セサルヘカラサルモノハ実業ニ従事シヘキ人物ヲ養成スルニアリトス如何ニ資本充実スルモ之ヲ活動セシムヘキ人物ナクンハ実業ノ發達得テ望ムヘカラサルヤ明ナリ」としつつ、実業者は「勤儉ニシテ労働ヲ愛シ正直ニシテ信用ヲ重ンシ」ることは勿論であつて、それ以上にいま最も急務なことは道義心と科学的知識技能を高めること、そしてその目的を達成するためには「実業教育ノ普及ハ低度実業学校殊ニ実業補習学校ノ増設ニ俟タスンハアラス」と実業補習学校での教育が重要であると説明している¹⁴。

その他にも、工業教員養成所で学び実業補習学校に勤務している鈴木定一が明治38年に「目下実業補習教育ニ関スル著書ニ乏シク斯道研究者ノ不便一方ナラス」という現状から『日本の実業補習教育』を出版している。その中においても「義務教育を終りたるものにして直ちに丁稚又は幼年職工となるものの如き日に其多きを加ふるに際し、是等可憐の実業技術者の為めに特に業務閑散の時を以て実業補習学校を開始し、兼て従事せる業務に適切なる知識技能を授けると同時に目下の急務たる実業道德の訓練」をなすた

めに、「低度実業者を教養すべき実業補習学校を普及せしむるは目下の急務」であると
言及している¹⁵。また、明治39年には『教育時論』の記者堀尾太郎が『農村実業補習教
育』を出版し、義務教育六年制に移行した後の明治45年には大阪府天王寺師範学校附属
小学校の教諭栗岡松次が『農村用 実業補習学校の新経営』を出版し、両書には時間的
隔たりがありはするが共に義務教育修了後における若年労働者の教育として実業補習教
育の重要性とその施設を充実させることは急務であると提唱している。

以上のようなことから言えることは、日清戦争後の明治30年代になって実業教育の振
興が叫ばれるようになり、それに並行して実業者に対する教育の在り方が（その内容も
含めて）問題とされるようになったということ、更にその被教育者として社会の底辺に
位置する「細民子弟」や「若年就労者」が対象となっていたこと、従ってそのような事
実関係によって「細民子弟」或いは「若年就労者」に対する義務教育修了後の継続教育
が実業補習学校での教育活動として収斂されていく結果へと繋がったと考えられる。

第3章 明治35年「実業補習学校規程」改正と実業補習学校の役割変化

1. 義務教育後の補習教育活動の中心的存在として

明治30年代から40年代にかけての義務教育修了後の補習教育の性格を明らかにしてい
く作業は、高等小学校、尋常小学校補習科及び実業補習学校のそれぞれの役割及び相互
の位置関係を確認する作業に等しいといえる。

まず、高等小学校と尋常小学校補習科の関係であるが、第三次小学校令の要旨と施行
上の注意点について説明した訓令第十号には、尋常小学校の修業年限延長問題に絡めて
高等小学校の望ましい在り方を次のように説明している。「高等小学校ニ於テハ修業年
限ニ応シテ其ノ教科目ヲ斟酌スルコトヲ許シタリ故ニ二年ノ高等小学校ノ教科目ヲシテ
成ルヘク尋常小学校ノ教科目ト相連絡セシメンコトヲ期シ以テ尋常小学校ニ二年ノ高等
小学校ヲ併置スルノ便ヲ図レリ」と、尋常小学校に高等小学校を併置する場合は二年制
の高等小学校の設置を奨励している。これは「修業年限ノ延長ハ直ニ之ヲ今日ニ実行シ
難キモ将来ノ為ニ予メ其ノ準備ヲ為スハ当ニ務ムヘキ所」と、将来的には義務教育六年
制への移行を容易にするための方策であるとしながら、「従来補習科ノ名義ヲ以テ高等
小学校ニ類似セル教科ヲ置キタル場所ノ如キハ成ルヘク之ヲ二年程度ノ高等小学校ノ編
制ニ改メテ尋常小学校ニ併置スルノ方法ヲ講スヘシ」というように¹⁶、地域によって
「補習科」教育は本来の役割から外れた教育をしていたと推察される。このことにつ
いて三羽光彦は明治26年頃の三重県学事事情から「高等小学校設置の代替あるいはワン・
ステップとして、尋常小学校補習科が設置され、法規で定められた補習科の趣旨と異な
り、より高い水準で教育が行われる場所があったことがうかがえる。いわば、高等小
学校併置の代替として尋常小学校補習科の設置が進められた」¹⁷と述べている。要するに、
補習科はその出発に当たり明治24年の省令第十号で「既ニ正教科ヲ修メタル児童ノ為メ

便宜之ヲ置ク」とあっただけでなく、明治33年の訓令第十号には「尋常小学校ニ高等小学校ヲ併置スルニ至ルハ希望スル所ナレトモ町村ノ資力或ハ其ノ併置ニ堪ヘサルモノ亦少カラサルヘシ此ノ如キ場所ニ於テハ補習科ヲ設クルヲ以テ利便多シトス」というように、補習科は抑も高等小学校の代替施設であるか或いは尋常小学校の継続教育を施す便宜的な施設であったということになる。しかし、就学率の低かった明治20年代の状況下で小学校教育の不完全さを補うという政策的側面からみればその存在意義はあったといえる。

そして、明治33年に文部官僚澤柳政太郎等¹⁸が第三次小学校令を公布するなかで学齢児童の就学率も80%を超え、更に明治40年には義務教育を六年制としたことで初等教育の完全性という側面からの小学校教育は一層整備されたものになったが¹⁹、これに逆比例するように「補習科」教育の存在意義は段々と薄れていくことになる。

これに対して、同じ被教育者を対象としていた実業補習学校についていえば、明治35年の第一次改正時に公布された訓令第一号ではその教育目的をそれまでのものから「各種ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲ為スヲ以テ目的トス即チ実業ノ教科ヲ主脳トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ為シ両者共ニ其ノ目的ヲ達スルヲ以テ実業補習学校ノ本旨トナスヘキコト」と補習教育よりも実業教育の方を重視するものに変更し、「専ラ普通教育又ハ実業教育ヲ施スカ為ニ設ケラルルモノト復ニ其ノ趣旨ヲ異ニスル所ナリ」と高等小学校や実業学校・徒弟学校とは違った教育施設であることを強調した。従って、実業補習学校は「補習科」教育とは違って高等小学校の代替施設²⁰という役割から脱却を図り、簡易なる実業教育を施す補習学校へと移行していくことで、地域に密着した教育施設へと変容していったと言える。

以上述べたことを数値的に確認できるようにしたものが表〔1—1〕と表〔1—2〕である²¹。表〔1—1〕は高等小学校在籍者数に対する尋常小学校補習科及び実業補習学校の在籍者数の割合を示すものであり、表〔1—2〕はそれぞれの在籍者数を直接表記したものである。これによれば、尋常小学校補習科の在籍者比率は学齢児童の就学率が66.7%であった明治30年から明治35年にかけて14.6%から3.4%に減少し、義務教育が六年制となった直後の明治41年には1.0%と人数にして88,637人から6,588人に減少している。その在籍者数が著しく変化したのは就学率が90%を超えた明治35年頃である。これに対して実業補習学校の在籍者比率は、明治30年に1.1%であったものが明治35年には3.1%となり、明治41年には30.7%に増加している。つまり、尋常小学校補習科の在籍者比率と実業補習学校の在籍者比率とは正に逆の変化をしていることになる。そして互いの比率が逆転するその転換点となっている時期が実業補習学校規程を改正した明治35年頃に一致していることは興味深い。

このことから言えることは、明治35年頃を境として「補習科」教育はその役割を実質

的に終えたことになり、これに対して実業補習学校は初歩的な実業教育をメインとしながら若年就労者や細民子弟を対象とする補習教育を一手に担い始める組織的な教育活動の中心的存在として展開していくようになったと推察される。その意味から言えば、明治35年の実業補習学校規程の改正は、社会の底辺に位置していた若年就労者や細民子弟の全体を被教育者として組織的に捉えていく教育機関を提供する契機となったのではないかと考えられる。

因みに、表〔2〕は高等小学校、尋常小学校補習科及び実業補習学校の制度上の特徴及び相違点を、①教育目的・方針、②教育内容、③対象者、④設置形態について時系列に整理したものである²²。

2. 修業年限緩和策と実業補習学校の役割変化

前節では、明治35年頃を境に尋常小学校補習科の存在が後退していくなかで、逆に実業補習学校は初歩的な実業教育をメインとしながら若年就労者や細民子弟を対象とする補習教育の役割を増すことになり、そのことが社会の底辺に位置する若年就労者や細民子弟の全体を被教育者として組織的に捉えていく教育機関を提供する契機となったので

表〔1-1〕

	尋常小学補習科/ 高等小学校			実業補習学校/ 高等小学校			実業補習学校/ 尋常小学補習科			学齡児童の就学率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1897 (M30)	14.4	15.2	14.6	1.1	1.0	1.1	7.5	6.5	7.3	80.7	50.9	66.7
1900 (M33)	8.8	9.7	9.0	1.1	0.8	1.0	12.5	8.1	11.3	90.6	71.7	81.5
1902 (M35)	3.0	4.8	3.4	3.3	2.7	3.1	110.5	55.9	90.3	95.8	87.0	91.6
1904 (M37)	2.3	4.0	2.8	7.6	5.3	6.9	324	131.9	243.9	97.2	91.5	94.4
1906 (M39)	1.8	3.0	2.2	15	8.5	12.9	843.9	280.5	594.5	98.2	94.8	96.6
1907 (M41)	0.4	2.4	1.0	35.5	19.8	30.7	8218.2	814.5	2919.4	98.7	96.9	97.8

表〔1-2〕

	尋常小学補習科			高等小学校			実業補習学校		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1897 (M30)	69,467	19,170	88,637	483,226	125,902	609,128	5,237	1,243	6,480
1900 (M33)	58,184	20,080	78,264	664,417	206,778	871,195	7,262	1,618	8,880
1902 (M35)	21,620	12,735	34,355	731,438	264,367	995,805	23,897	7,116	31,013
1904 (M37)	18,298	13,095	31,393	781,850	327,316	1,109,166	59,291	17,278	76,569
1906 (M39)	16,080	12,766	28,846	907,326	421,279	1,328,605	135,699	35,803	171,502
1907 (M41)	1,873	4,715	6,588	433,550	193,901	627,451	153,926	38,405	192,331

表〔2〕

	第二次小学校令中 補習科 明治23年	実業補習学校規程 明治26年	第三次小学校令中 補習科 明治33年	実業補習学校 第一次改正 明治35年	実業補習学校 第二次改正 大正9年
教育目的・ 方針	既修ノ教科日中応 用最モ廣キモノヲ 練習補習セシメ兼 ネテ其将来ノ生活 上ニ必須ナル事項 ヲ加ヘ授ケ務メテ 実用ニ資セシメン	小学校教育ノ補習 ト同時ニ簡易ナル 方法ヲ以テ其ノ職 業ニ要スル知識技 能ヲ授クル	尋常小学校ノ教科 目ヲ補習セシムル ヲ以テ目的トス 高等小学校ノ教科 目ヲ補習セシムル ヲ以テ目的トス	実業ノ教科ヲ主腦 トシ併セテ普通教 育ノ補習ヲ為シ兩 者共ニ其ノ目的ヲ 達スルヲ以テ実業 補習学校ノ本旨ト ナス	職業ニ関スル知識 技能ヲ授クルト共 ニ国民生活ニ須要 ナル教育ヲ為ス課 程ヲ前期後期二分 ツ
教育内容	尋常小学校補習科 ノ教科目ハ修身、 読書、作文、習字 及算術トス 高等小学校補習科 ノ教科目ハ修身、 読書、作文、習字 及算術トス女児ノ 為メニハ裁縫ヲ加 フルモノトス	教科目ハ修身、読 書、習字、算術及 実業ニ関スル科目	教科目ハ管理者又 ハ設立者ニ於テ之 ヲ定ムヘシ（府県 知事ノ認可） 其ノ土地ノ業務ニ 適切ナル事項ヲ交 フヘシ	教科目ハ修身、国 語、算術及実業ニ 関スル科目	前期ニ在リテハ修 身、国語、算術、 理科及び職業ニ関 スル学科目後期ニ 在リテハ修身、国 語、数学及職業ニ 関スル学科目適當 ナル学科目ニ於テ 法制上ノ知識其ノ 他国民公民トシテ 心得ヘキ事項授ケ 經濟觀念ノ養成ニ カムルヲ要ス
被教育者	尋常小学校若クハ 高等小学校ノ教科 ヲ卒リタル児童 實際ノ業務ニ従事 スル者（児童）	尋常小学校卒業以 上 但尋常小学校 卒業ノ者ニアラサ ルモ学齡ヲ過キタ ル者ニ限り学校長 ノ許可ヲ得テ入学 スルコトヲ得	尋常小学校ヲ卒業 シタル者及之ト同 等以上ノ学力ヲ有 スル者 高等小学校ヲ卒業 シタル者及之ト同 等以上ノ学力ヲ有 スル者	年齢十五年以上学 力尋常小学校以上 但シ尋常小学校ヲ 卒業セサルモ学齡 ヲ過キタル者ニ限 リ特ニ入学セシム コトヲ得	前期ニ在テテハ尋 常小学校卒業者又 ハ之ニ準スヘキ者、 後期ニ在リテハ前 期ノ課程ヲ卒ヘタ ル者高等小学校卒 業者又ハ之ニ準ス ヘキ者
修業年限	三箇年以内	三箇年以内	二箇年以下	必シモ修業年限ヲ 定ムルノ必要ナシ	前期二年、後期ハ 工業又ハ商業ニ関 スル学校ニ在テハ 二年、農業又ハ水 産ニ関スル学校ニ 在テハ二年乃至三 年ヲ標準トス
設置形態	尋常小学校又ハ高 等小学校ニ補習科 ヲ置クコトヲ得	尋常小学校又ハ高 等小学校ニ附設ス ルコトヲ得	教場ハ正教科ヲ授 クル校舍外ニ之ヲ 設クルコトヲ得	小学校、実業学校 又ハ他ノ学校ニ附 設スルコトヲ得	学校、試験場、講 習所等ニ併設スル コトヲ得

はないかと言及した。そこでこの節では、上述した事柄が学齡児童を対象とする横の広がりだけでなく、実業補習学校規程改正の目的の一つである修業年限の緩和策によって10代後半の青年層も被教育者の対象とする縦の広がりも許容されていたという事実がもたらす意味について考察してみようと思う。

訓令第一号による修業年限の緩和策についての趣旨説明は、「授業時間及季節ノ選定ハ実業補習学校ニ於テ深く意ヲ用フヘキ所ニシテ或ハ夜間或ハ日曜日或ハ職業上ノ休業日或ハ冬期農隙等土地ノ情況、生徒職業ノ種類、繁閑等ニ依リ其ノ修学ニ最モ便宜ナル時期ヲ撰ビ簡易切実ニ教授セシムルコトヲ要ス」、「此ノ如ク実業補習学校ニ於ケル授業ノ時間及季節ハ多種多様ニ且長短不同ニ選定シ得ルヲ常トスルカ故ニ必シモ修業年限ヲ

定ムルノ必要ナク寧ロ各教科目ニ就キ之カ修業期間ヲ定ムルノ適当ナルヘキヲ認メ今回之ニ関スル規定ヲ改メタリ而シテ修業期間ハ土地ノ情況ト教科目ノ種類トニ依リ或ハ之ヲ数週数月ノ短期トシ或ハ之ヲ数年ニ亘ルノ長期トスルコト固ヨリ其ノ任意タリ」というものであり、学年制よりは学科制に重点を置き、教科目によって授業時間の長短を選定できる自由度をもたせたものになっていた。こうした修業年限の緩和に加え、入学資格は「入学ノ資格ニ関シテハ年齢十年以上学力尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得シメタルカ故ニ地方ノ情況ト学校ノ種類トニ応シ適宜之ヲ定メ必シモ一律ニ拘泥セシメサルコトヲ要ス」と、尋常小学校さえ卒業しておれば誰でも就学できるようになっていたし、「実業補習学校ハ能ク少額ノ経費ヲ以テ容易ニ設置シ得ヘキカ故ニ主トシテ市町村ノ如キ団体ニ於テ施設スルヲ適当ト為ス」²³ というように、第一次改正は全体として緩やかな規定となっていた。つまり、実業補習学校を小学校と同じく地方社会の隅々にまで普及させることを企図するものであり、またそれを可能にする方策の一端として修業年限の緩和策は考えられていたということである。

3. 実業補習学校の役割変化と青年団体との関係性

而して、この第一次改正の意図するものが青年団体内における補習教育や夜学会等に結び付けられて政策化されたとは言い難いが、確かに時を同じくして内務省及び文部省が地方との接触を深めていくなかで青年団体に接近していたことも事実である。そのことが政策という形で実業補習学校と青年団体内の教育活動を意図的に結び付けるものであったのかどうかについては詳細な検討が必要であるが、今回は実業補習学校と青年団体内の教育活動とがどういった経緯で結び付くことになったのかという事実の一端を事例的に示すことで、修業年限の緩和策がその結びつきを可能にする道を開いていたということを検証することに止めておきたい。

さて、青年団体が内務省や文部省に注目される切掛けとなったのは、周知のように日清・日露の戦争で一部の地方青年団体の銃後支援活動が軍当局者に理解されたことによる。内務官僚であり「青年団の父」と称される田澤義鋪²⁴は国内の青年団体の活動について、維新後における地方青年の「風紀頹廢」という状況を改善しようとしたのは政府の当局でも中央の識者でもなく、「地方の村々の、教育者や篤志家」であり、「之等の人々は、明治政府の方針に基いて、小学教育の完備にその力を尽くしたが、折角新しい小学校に於て、新時代の精神を教へても、卒業後は前述の混乱せる若い衆組の生活をするより外に仕方がない。それでは学校教育の苦心は、殆ど破壊されて仕舞ふの外はない。この点から出発して、地方の篤志家や、学校教育者が青年団復活に心を用ひて来た」²⁵ と、地方の篤志家や教育関係者の尽力が基底にあったことを強調している。その篤志家の一人である山本瀧之助の広島県沼隈郡における成果と政府関係者に対する進言等は有名であるが、ここでは大阪府天王寺師範学校長村田宇一郎が管理していた附属小学校の第二

部生野村補習学校における事例を通して、実業補習学校と青年団体の教育活動が結びつく経緯を検証することにする。

村田宇一郎によれば、生野村小学校が天王寺師範学校の付属となったのは明治40年10月で、このとき既に補習学校は附設されていて十数名の生徒が在籍していた。そしてここでも田澤義鋪が語ったような「小学校で心身を碎いて養成した卒業生も、此弊風の吹き荒んで居る団体の中に引き入れられるれば、それを一段落として一新紀元として、在学中とは打って変つた人間になるものが多い」²⁶ といった情況や、「地方には（中略）若連中即ち青年団体があつて、之には若い衆頭と云ふものが居つて之を統轄し、動もすると、隠然小学校と対峙して居るやうなところがある。そう云ふ処では、学校の方で青年夜学などをしてやらうとしても、多くの出席者を得ないばかりではない。「我等に何等の交渉もしないで団員を勧誘して学校に集めるのは不都合である」と云ふやうな、理屈ではない一種の感情を彼等に持たしめる」²⁷ ことになって彼等から様々な邪魔を受けることになると、学校側と青年団体との関係には難しいものがあると語っている。従つて、「夜学に限らず、廣く青年を指導して行かうとするにはどうしても此青年団体の存在を認めて掛らねばならない。之と没交渉では行かない。能く之と溶け合はねばならぬ」、そして「従來の若連中の弊風を指摘して、今日の進運に添はざることを説き、その組織も変更して従來の旧衣を脱して、青年団体と云ふ新衣を被り、新發展を試みやうではないか、此れ団員各自の為にもなり、一家の為にもなり、町村の為にもなる」ということを彼等に納得させれば、「夜分に補習学校で吹込まれたことを青年団体として実際に実現しやうと云ふやうな氣運を生じて來た」²⁸ と、青年団体に対する実際の活動を紹介している。

この生野村小学校で村田宇一郎の指導のもと尽力したのは栗岡松次である。栗岡松次は「実業補習学校をして真に青年教育たるの実を挙げしめんとならば、どうしても町村に於ける全部の青年をして之に入学」²⁹ させる必要があるといい、義務教育修了後に離学してしまう約8割近くの青年に対して継続教育をなすために肝要なことは、「補習学校と青年団体との関係を最も密接ならしめる事である。即ち青年団体に属するものは全部補習学校を修了するの義務あるものとすと云ふ点まで進まなければならぬ」といい、「斯かる有力なる団体を一方に控えながら之と何等の関係を保つことなくして新団体たる実業補習学校を盛んにせんとするは実に思はざるの甚だしいものである」³⁰ と、実業補習学校と青年団体との関係を無視するべきではないと指摘する。その上で、「町村では小学校を卒業してから、上位の学校へ入学せんとするものは、卒業者の一割か二割しかいないのが通例であるから、残りの八割乃至九割を占めて居る卒業生を適当に指導して、一人前の人間たらしめる道を講じ」³¹ なければならないが、そのための施設として実業補習学校は最適であると結論付けている。その理由とは「せめて十二三歳から收容して二十歳位まではどうしても継続せねばならぬから、年限に制限されるのは宜しくな

い]、「実業学科は加へねばならぬが其他はどんな学科を加へやうが加へまいが地方の便宜によって、どの様にも取捨することが出来るやうになって、修業年限さへも定めなくてよいと云ふのはいかにも便利調法な融通の能く」³² という点を挙げている。してみれば、明治35年の実業補習学校規程改正によって修業年限を緩和したことは、義務教育修了後に離学している二十歳までの一般民衆を対象とする補習教育を兼ねた融通の利く教育施設として、実業補習学校を地方社会に広めることになる大きな要因の一つであったと思われる。

おわりに

学齢児童でありながら教育を受けられない、或いは14歳まで教育を受けられない8割近くに及ぶ大多数の青少年を対象とする「補習科」教育や実業補習学校は、初等教育の不完全性を補うだけでなく「有為の職工」として実業教育振興という一側面を担う人材の養成という役割をもっていた。しかし、明治30年代には小学校教育が一層整備されると同時に、明治35年に実業補習学校規程が改正され、殊に修業年限が緩和されたことで、実業補習学校が尋常小学校の補習教育を施しながら地方産業と結び付いた実業教育をなすという側面をもっていたために、実業補習学校の地方社会にもつ存在意義は大きくなった。これに対して「補習科」教育は、高等小学校が地域社会で小学校教育の完成教育としてその存在が拡充されていく中で、修業年限も2年と短くまた高等小学校の代替教育であったがために徐々に縮小されていった。また、これとは別に社会教育の対象となる青年団体が自らの再生復興のための一環として行っていた教育活動が制度的に実業補習学校を使用する利便性と合致していたがために、実業補習学校と青年団体との結び付きは明治30年代後半から強まっていったといえる。そうしてみると、明治35年の実業補習学校規程の改正は、その後において実業補習教育の性格が変化していく転換点であったといってもよいであろう。

〔注〕

1. 前田多門「終戦直後五箇月在任の記録」『文部時報』第824号 復刻版 日本図書センター 通巻81号
2. 前田多門『公民の書』社会教育協会 昭和21年1月 序言
3. 関口泰『公民教育の話』文寿堂 昭和21年4月 序1頁
4. 『井上毅の教育政策』のなかで佐藤秀夫は「各論 教育制度改革の諸政策」の第一章初等教育で明治23年に公布された小学校令を第二次小学校令と記していることに倣った記載である。『井上毅の教育政策』海後宗臣編 東京大学出版会 1992
5. 『明治以降教育制度発達史』第三卷
6. 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』東京大学出版会 1994
7. 『明治以降教育制度発達史』第三卷
8. 『井上毅の教育政策』海後宗臣編 東京大学出版会 1992 509～511頁

9. 明治31年、雑誌『実業教育』（第一巻第一・二・三・五号）に文部省参事官寺田勇吉氏談話（聴聞談）として「実業教育に就いて」と題する一文が掲載されているが、記載した部分は第一巻第一号にある。
10. 片山潜「職工教育の必要」『労働世界』第一号 明治35年 労働運動史研究会編『明治社会主義史料集』
11. 同上
12. 同上
13. 片山潜「職工教育の便法」『労働世界』第四号 明治35年 労働運動史研究会編『明治社会主義史料集』
14. 赤司鷹一郎・在原美誠『実業補習教育論』金港堂 明治35年
15. 鈴木定一『日本の実業補習教育』明治書院 明治38年
16. 『明治以降教育制度発達史』第四巻
17. 三羽光彦『高等小学校制度史研究』法律文化社 1993 148頁
18. このとき、文部大臣は華山資紀で文部次官は奥田義人、専門学務局長に上田萬年、参与官に岡田良平、澤柳政太郎は普通学務局長であり、野尻精一視学官と改正案を作成したと言われている。『明治以降教育制度発達史』第四巻
19. 具体的には、経済的理由による不就学率を改善するために義務教育の授業料を原則徴収しないこととし、そのために生じる教員の不足を補う目的で代用教員制を採用した。また、義務教育の年限を4年に固定し、学習活動の成果を上げるために読書・作文・習字の三学科を国語という一学科にまとめ、教えるべき漢字の数を制限し、字音仮名遣いから発音仮名遣いに変更するなど、すべての学齢児童が必要な知識技能の修得に不便を感じることがないように学齢期教育の不備の改善を図っている。『明治以降教育制度発達史』第四巻
20. 明治35年1月に省令第一号をもって実業補習学校規程が改正された際に出された訓令第一号に次のような記述があることから実業補習学校と称しているもののなかには高等小学校に近い教育を行っている所が多くあった様子が窺われる。「実業補習学校ノ性質未タ十分ニ理會セラレサルカ為之カ施設ノ順序方法等ニ関シ或ハ適切ヲ欠クモノナシトセス今日実業補習学校ト称スルモノニシテ往々高等小学校ノ教科ニ幾分ノ変更ヲ施シタルニ過キササルカ如キモノアルハ頗ル遺憾トスル所ナリ」『明治以降教育制度発達史』第四巻
21. 『日本帝国文部省年報』復刻版 宣文堂書店 より作成したもの
22. 『明治以降教育制度発達史』第三巻、第四巻を参照して作成したもの
23. 『明治以降教育制度発達史』第四巻
24. 明治43年8月に25歳で静岡県安倍郡へ出向して郡長となった際、実業補習学校に公民科を設置することを提唱している。
25. 田澤義鋪『青年団の使命』日本青年館 昭和5年 32頁
26. 村田宇一郎『学校中心 自治民育要義』宝文館 明治43年 203頁
27. 村田宇一郎『学校中心 自治民育要義』宝文館 明治43年 205頁
28. 村田宇一郎『学校中心 自治民育要義』宝文館 明治43年 209頁
29. 栗岡松次『農村適用 実業補習学校の新経営』宝文館 明治45年 231頁
30. 栗岡松次『農村適用 実業補習学校の新経営』宝文館 明治45年 232頁
31. 村田宇一郎『学校中心 自治民育要義』宝文館 明治43年 220頁
32. 村田宇一郎『学校中心 自治民育要義』宝文館 明治43年 221頁